

論文

魔女概念の確立

－ 『魔女への鉄槌』 第1部問1を中心に －

野村 仁子

1. はじめに

中世末期から近世初期にかけてヨーロッパで魔女裁判が行われた。この魔女裁判に多大な影響を及ぼしたと考えられている書物が『魔女への鉄槌』¹（以下『鉄槌』と略記）である。この作品は魔女と異端を結びつけ、魔女を異端の中でも最悪な異端であると定義し、その後100年程経って激化する魔女裁判の際教科書となった。『鉄槌』における魔女の概念を要約すると、「魔女とは神の許可を得て、悪魔と契約を結び害悪魔術によって害を与える者」である。これらの概念は『鉄槌』で初めて示されたものではないが、それまでの様々な魔女や魔術師に対する見解を纏め上げ、世に流布させたという点では、新しいものである²。しかしながら『鉄槌』はこれらを立証するために非常に複雑な文章で書かれている³。そこで本論では、『鉄槌』における上記の概念が何を根拠として成り立っているのか、それぞれの概念を簡潔に分かり易

¹ テキストとして使用したのは、以下の文献である。Christopher S. Mackay, *MALLEUS MALEFICARUM, volume I, The Latin Text and Introduction*, Cambridge, 2006, Christopher S. Mackay, *MALLEUS MALEFICARUM, volume II, The English Translation*, Cambridge, 2006. Wolfgang Behringer, *Heinrich Kramer (Institoris). Der Hexenhammer. Malleus Maleficarum.*, München, 2000.

出版されてから1487年のイースターの頃までこの作品は、' Malleus Maleficarum 'ではなく' tractat wider die Zaubernisse '（魔術に対する論文）' tractat wider die zauberein '（魔女に対する論文）' tractat Meister heinrichs '（ハインリヒ師の論文）と様々な名前と呼ばれていた。教皇教書、弁明書、ケルン大学の認定書が付された完成版が出版されるのは1491年である。

² 弁明書（apologia）の中で著者は"Sciat tamen hoc ipsum opus nouum esse simul et antiquum, breue pariter et prolixum ; antiquum certe materia et auctotitate, nouum vero partium cpmplatione earumque aggregatione, breue propter plurimorum auctorum in breue perstrictionem longum nihilominus propter immesam materie multitudinem et maleficarum imperscrutabilem maliciam. ..." [この論文は古いと同時に新しい。つまり、聖書やそれ以外の権威ある書物に書かれていることを紹介している点では古い、それらを纏め上げたという点においては新しい。] という見解を示している。Behringer, *op. cit.*, S. 117-119. C. S. Mackay, *op. cit.*, volume I, pp. 207-208, volume II, pp. 28-31.

※ [] は本論執筆者訳。

³ 例えば、ロッセル・ホープ・ロビンズは『鉄槌』の論法を「百万語に及ぶその議論のことごとくは、論理や常識をねじ伏せ、あらかじめ設定された神学的基準に無理やり合わせて行くことで成立している。」と評している。ロッセル・ホープ・ロビンズ（松田和也訳）、『悪魔学大全』、（青土社、1997年）。

く纏め上げようと試みた⁴。

まずはその前に『鉄槌』の外観を掴んでおきたい。

2. 『魔女への鉄槌』の概要

『魔女への鉄槌』は1486年に出版され、18世紀初頭までにおよそ3万部がヨーロッパで流布した当時のベストセラーの一冊であり、魔女裁判の際に裁判官たちの教科書となった。今日の同書に対する一般的な評価は、「魔女裁判の元凶となりアドルフ・ヒトラーの『我が闘争』と並んで歴史上最悪な著書の一つ。」である。これはアメリカの研究者R・H・ロビンズの著書のなかにも窺い知ることができる⁵。しかしこのような評価にもかかわらず『鉄槌』自体の研究は今日までほとんど行われていない。『鉄槌』の最初の本格的な研究者は19世紀のドイツの歴史家ヨーゼフ・ハンゼンであり、彼は『鉄槌』が果たした歴史的役割について次の3つの見解を示した⁶。1) 神の許可を得、悪魔と結んだ契約によって害悪魔術を行う者という魔女の概念を確立し、ヨーロッパ中にひろめたこと。2) 魔女（魔術師）＝女性というステレオタイプを確立したこと。3) 魔女裁判を正当化したこと。これらの見解はほとんどそのままの形で今日まで踏襲されており⁷、『鉄槌』の研究にこれ以上の進展はあまり見られなかった。しかし、近年『鉄槌』のドイツ語訳⁸や英訳⁹が相次いで出版された。これらはハンゼンの研究を土台にしつつも、新しい見解を示している。しかしながら、これらの研究もそれ以前の研究と同様、著者の経歴など『鉄槌』を取り巻く状況の解明をメインテーマとしており『鉄槌』そのものにはあまり目を向けてはいない。これは魔女裁判研究が主に歴史研究の分野においてなされることが多いからであろう。また、法制史研究の分野では裁判方法が書かれている同書の第3部（裁判方法）を取り

⁴ それ故本論では論拠の本質と考えられる部分を取り出しており、それに付随して展開される論証は割愛した。また『鉄槌』では聖書や当時権威とされていた書物からの引用が多く、それらの恣意的な使用が見られ、そのため引用を引用元の文脈と異なる意で使用している（C. S. Mackay, *op. cit.*, volume I, p. 153. 参照）という指摘もあろうかと思うが、本論はあくまでもクラーメルが何を根拠として魔女論を組み立てていったかに焦点を当てている。従ってそれらに関する考察は別論に譲りたい。

⁵ 「『魔女への鉄槌』は、これまでに書かれた悪魔学文献の中でも疑いもなく最も重要にして最も不吉な作品である。この書物は、それまでは黒魔術に関する民衆伝承でしかなかったものを、異端に対するキリスト教教義と結び付け、獐狂にして厳格な法の形に結晶させた。同書こそ、異端審問の狂乱への水門を開いた書物である。」ロッセル・ホープ・ロビンズ、前掲書、569頁。

⁶ Joseph Hansen, *Quellen und Untersuchungen zur Geschichte des Hexenwahn und Hexenverfolgung im Mittelalter*, Bonn, 1901, S. 360.

⁷ Brian P. Levack, *The Witch-Hunt in Modern Europe*, London, Longman, 1987, vol. 20, 1993, pp. 37-53.

⁸ Wolfgang Behringer, *Heinrich Kramer (Institutoris). Der Hexenhammer. Malleus Maleficarum*. München, 2000.

⁹ Christopher S. Mackay, *The Hammer of Witches: A Complete Translation of the Malleus Maleficarum*. Cambridge, 2009.

上げていることが多い。本論ではそれらの視点とは異なり、神学的・宗教学的見地から鉄槌を見ていくこととする。

2-1. 『魔女への鉄槌』 (Malleus Maleficarum) の成立

『鉄槌』の著者はドイツのドミニコ会修道士ヤーコブ・シュプレングエル Jakob Sprenger とハインリヒ・クラーメル (ラテン語名インスティトリス) Heinrich Kramer/Institoris であると言われているが、この二人の執筆における役割は未だよく分かってはおらず、様々な議論がある¹⁰。しかし本論では執筆の直接的な動機となった裁判にクラーメルのみが関わっていたことや、魔女裁判により熱心であったことを考慮し、主な著者はクラーメルであるとして論を進めていく。

『鉄槌』は1487年7月ドイツの都市シュパイヤーのペーター・ドラッハによって出版され、完成版は1490/1491年に出版された。完成版には、著書の題名がラテン語で、'Malleus Maleficarum' と印刷された¹¹。この Malleus (鉄槌) という言葉は本来異端審問官に対して使用されていた尊称である。それ故著者がこの作品に 'Malleus Maleficarum' と名付けたことは、魔女裁判が異端審問の範疇にあることを示している¹²。

2-2. 『魔女への鉄槌』の構成¹³

完成版における『鉄槌』は、弁明書 (*apologia*)、インノケンティウス8世の教皇教書 (*simmis desiderantes affectibus*)、ケルン大学神学部の出版許可証 (*approbatio*)、目次、そして本論 (3部構成) から成る。弁明書は、今日の序文に相当し、著者の名前 (シュプレングエルのみ) や魔女の実在性そして終末の神に対する悪魔の攻撃に関する著者の見解を見ることができる¹⁴。教皇教書は、1484年12月5日にインノケンティウス8世によって、クラーメルとシュプレングエルのドイツにおける異端審問の活動を支援するために出されたものである¹⁵。この教書はこの作品が教皇の権威によって認められたものであることを強調するために本書に添えられたと考えられている。ローマ教会はこの教書によって魔女裁判を積極的に支持したと非難されることがあるが、教皇がクラーメルが提出した嘆願書の言葉をそのまま写していることからすると、実際教皇が魔女問題について大きな関心を持っていたとは考えにくい。出版許可証¹⁶ についてであるが、この時代ケルン大学神学部は最も権威のある神学部の一つであった。その許可証の入手 (1487年5月19日) は、『鉄槌』の神学的正統性を証明するものであり、また魔女裁判に反対する者たちに対して非常に有効であったように思われる。

¹⁰ Behringer, *op. cit.*, S. 31-40. C.S. Mackay, *op. cit.*, volume I, p. 103-121.

¹¹ Behringer, *op. cit.*, S. 23-31.

¹² Hansen, *op. cit.*, S. 361-362.

¹³ C. S. Mackay, *op. cit.*, volume I, pp. 121-152.

¹⁴ C. S. Mackay, *op. cit.*, volume I, pp. 135-136.

¹⁵ C. S. Mackay, *op. cit.*, volume I, pp. 121-126.

¹⁶ C. S. Mackay, *op. cit.*, volume I, pp. 127-135.

『鉄槌』の本論は、第1部、第2部、第3部の3部構成となっている。これはトマス・アクイナスの『神学大全』にならったものであり、「問」の形式や多くの権威からの引用¹⁷はスコラ学の論証方法¹⁸を採用したものである。

第1部は、「魔術の必要な三要素；悪魔、魔女、神の許可について」と題され、全18問から成っている。魔女裁判に反対する聖職者並びに俗人（諸侯たち）に対し、魔女が行う害悪魔術の実在性、異端性などを証明するために書かれ、魔女が悪事を行う際に必要である3つの構成要素、つまり魔女、悪魔そして神の許可についての神学的論証を行っている。著者は、第1部で、神の許可を得て、悪魔と結んだ契約によって害悪魔術を行う者という「魔女」の定義を示している。この定義は『鉄槌』出版以降ヨーロッパ中に広がり、魔女裁判の際の魔女に対する概念として根付いていった。この第1部において、魔女はその行為の善悪ではなく、「悪魔との契約」というキリスト教における魂の墮落（宗教的な罪）故に裁かれることになったのである。

第2部は、「魔女害悪魔術を行う方法及び、その方法を無効にする方法について」と題され、全24問から成り、二部構成となっている。その前半の16問では、魔女が害悪魔術を行う方法について、後半の8問では害悪魔術を阻止し、治療するために教会が取るべき方法について述べられている。それ故、著者自身は第2部の冒頭で、『鉄槌』において最も重要な箇所はこの部分であると述べている¹⁹。魔女が人間を他の生物に変える方法や嵐を起こす方法、また夫婦間の肉体関係を妨害する方法などが書かれている。これらは、ドミニコ会士のヨハン・ニーデル²⁰が著した『蟻塚』*Formicarius*（1437年）の第5巻を基にして書かれており、当時の人々が実際に魔女がどのような魔術を用いると考えていたのかを伺い知ることができる。

第3部は、「魔女及び全ての異端に対する教会並びに世俗両法廷における裁判方法について」と題され、全36問から成っている。ここでは、裁判の開始方法、証人尋問、投獄、逮捕、弁護、拷問、判決などについての詳細な指示と助言が書かれている。第3部は、アラゴンの異端審問官ニコラス・エイメリコ²¹が1376年に著した『異端審問指針』*Decretorium Inquisitorum*を基に書かれている。『異端審問指針』が異端審問官のために書かれているのに対して『鉄槌』第3部は、主として世俗の裁判官のために書かれている。『鉄槌』がこの時代には珍しい18折のポケット版で出版され、ベストセラーとなりえたのは、魔女裁判用に『異端審問指針』を改作したこの第3部が魔女裁判に携る裁判官たちにとって最も有益な部分であったためだと考えられている。

¹⁷ C. S. Mackay, *op. cit.*, volume I, pp. 152-169.

¹⁸ C. S. Mackay, *op. cit.*, volume I, pp. 14-28.

¹⁹ “secunda pars principalis huius operis.”

Behringer, *op. cit.*, S. 347. C. S. Mackay, *op. cit.*, volume I, p. 377, volume II, p. 213.

²⁰ ヨハン・ニーデル（1380-1448年）。ドミニコ会修道士であり、ウィーン大学神学部教授、ニュルンベルク修道院長などを歴任した。

²¹ ニコラス・エイメリコ（1320-1399年）。ドミニコ会修道士であり、1356年にアラゴンの異端審問官に任命されて以来異端、特に知識人の魔術師を厳しく断罪した。

3. 『鉄槌』以前にみる魔女概念

魔女ないし魔術師は古くから存在する職業の一つであり、薬草の知識などを用いた病気治癒や助産、超自然的な力を用いた占いやまじないなどを行っていた。その結果如何では為政者や民衆から迫害されることはあったが、概して彼らはその能力故に恐れられると同時に敬意を持たれていた。またキリスト教聖職者は魔女に対しその存在や魔術が迷信であり、キリスト教信仰に反すると考えながらも、比較的寛容な態度をとっていた。聖職者は、まじないや呪文には魔術師ないし魔女が望んだ結果を成就させる力はないと考えていた。つまり、蠟で作られた偶像が実際の愛情に影響を与えたり、結んだ紐が性的不能を引き起こしたりといったことは空虚な迷信であるとみなしており、そのような魔術は精神的には害を引き起こすかもしれないが、実際肉体には何の害も引き起こさないと考えていたのである。

しかし、中世も終わりに近づいてきた14世紀になると異端の罪状の中に魔女の姿が現れてくる。本来異端とは正統信仰から逸脱した（カトリック側から見れば、であるが）教義を主張する集団²²であり、悪魔と異端に関わりはなく、それは1257年のアレクサンデル4世の教書²³にも表れている。当初教会は魔女を異端審問で裁くことには懐疑的であり、むしろ抑制しようとしていたのである。

しかし次第にこの態度に変化が現れ²⁴、異端審問の際異端の罪状の中に悪魔的・魔術的要素が加わってくる。例えば、善悪二元論を唱えるカタリ派は悪魔崇拝者の烙印を押されていき、ヴァルド派に対する異端審問では、その罪状の中に「黒山羊の姿をした悪魔を崇拝」と記されるようになっていったのである。そして、異端審問に直接

²² キリスト教における異端は初期教会にまで遡ることができる。キリスト教教義の礎を築いたパウロは、その書簡の中で誤った思想について警告を行っており、また1世紀半ばには異端規定が定められた。異端反駁は、異教反駁と並んで重大な課題となった。しかしローマ帝国の国教公認以前は、正統と異端の問題はあくまでも教会内の問題であり、社会的問題に発展することは稀であった。しかし公認後、次第にその対立は大きくなり、社会的混乱を引き起こすようになっていった。これを解決するために開催されたのがニカイア公会議（325年）であるが、事態の収束には数十年を要した。これ以降も公会議や教会会議において異端思想が議論された。そしてキリスト教史上最大の異端問題は、中世のカタリ派・ヴァルド派であろう。アルビジョア十字軍の後、異端殲滅のために、異端審問所が設置され（1232年）、教皇直属の異端審問官が各地で厳しい異端審問を行うようになった。

²³ アレクサンデル4世（在位1254-1261年）の教書はフランシスコ会の異端審問官が異端だけではなく魔女も異端審問で裁いても良いかどうか教皇に尋ねた書簡への回答であり、魔女に対して寛容な態度をとった最後の教書である。

「特権の中でも最大の事柄を託されている者（異端審問官）は他の問題（魔女問題）に介入すべきではない。...占いや魔術に明白な異端の趣きがない限り介入すべきではない。こうした事柄に関わる者を罰するべきではない。...」

森島恒雄、『魔女』（岩波書店、1970年）、49-50頁。

²⁴ その最たる例はヨハネス22世（在位1316-1334年）の教書であろう。ヨハネス22世は1318年2月11日の教書によって、聖職者に魔女裁判を開始し継続し、判決するに十分な権限を与えた。その後も異端審問官や聖職者に対し同様の教書や書簡を出している。森島恒雄、同上書、50-51頁。

関わっていた異端審問官たちは、魔術を行うために悪魔を呼び出すことは、迷信ではなく実際起きていることであり、その行為は危険な異端であるという認識を持ち始め（或いは更に強固にし）、魔術を行う者を裁くのは宗教裁判所（異端審問）であるべきだという考えに至った。魔術に対するこのような理解は13、14世紀を通して具現化されていった。例えば、1437年、教皇エウゲニウス4世は、異端審問官に異端の腐敗に関する教書²⁵を出した。この教書は、魔女的異端集団の危険さと同時にその新しさを示唆している。つまり、魔女は伝統的な異端ではないし、伝統的な魔術を使っているのではない。そうではなく、この集団は悪魔の個人的な支配下にある新しい異端であり、悪魔を崇拝し、悪魔と契約を結ぶことによって害悪魔術を使うという概念を打ち出したのである²⁶。

4. 『鉄槌』第1部：魔女の神学的論拠

前述のように、『鉄槌』第1部で確立された魔女の定義は、「神の許可を得て、悪魔と契約を結び害悪魔術によって害を与える者」である。この定義は、後世の魔女裁判でそのまま用いられた。つまり後世の魔女は、この定義故に逮捕され、拷問にかけられ、そして殺されたのである。この魔女の定義は、魔女裁判研究において必ず言及され有名ではあるが、その神学的根拠が詳しく説明されることは多くはない。その理由としては、『鉄槌』がスコラ学の論法を用いて書かれており、その議論の進め方は我々現代人には理解し難いという指摘²⁷が存在する。こういった指摘はあくまで現代人の思考枠を前提とするものに過ぎない。むしろ中世末期の当時においては、この辟易する議論があったが故に、それまでは成立しえなかった魔女の定義を示すことができ、魔女裁判の元凶となりえたと考えるべきであろう。しかしながら、『鉄槌』を一瞥すると上記の指摘は適当なものであると認めざるを得ない。そこで冒頭でも述べたように、魔女の定義（害悪魔術・悪魔との契約・神の許可）がどのような論拠の上に

²⁵ エウゲニウス4世（在位1431-1447年）は教書で「悪魔はキリスト教徒に魔法をかけ、それは彼らを悪魔たちの生贄にし、崇拝させ、臣従の誓いをさせるためであり、書かれた契約やその他の契約を結ぶことによって行われる。契約を結んだ者は、あらゆる悪事や魔術を行うだろう。異端審問官は必要ならば世俗や教会の助力を得て、このような悪魔の共犯者を起訴し、罰するべきである。」と述べている。

また、1440年にはサヴォイア公アメデーオ8世（対立教皇フェリクス5世）に対して、サヴォイアでは地元の言葉で *stregre*（魔女）もしくは *stregonos*（魔術師）、あるいはヴァルド派と呼ばれる者たちに寛容な態度を示している、そのような輩が跋扈している、という旨の書簡を出している。

Joseph Hansen, *Zauberwahn, Inquisition, Hexenprozeß im Mittelalter und die Entstehung der großen Hexenverfolgung*, München, 1900. S. 18ff.

ウォルフガング・ベーリンガー著（長谷川直子訳）、『魔女と魔女狩り』（刀水書房、2014年）、92-94頁。

²⁶ “Fifteenth-century Witch Beliefs,” by Hans Peter Brödel, in *The Oxford Handbook of Witchcraft in Early Modern Europe and Colonial America*, edited by Brian P. Levack, Oxford University Press, 2013 (Kindle edition).

²⁷ 本論1章脚注3参照。

成り立っているか、その中心的な論拠を見ていこう。

4. 『鉄槌』にみる魔術及び魔術の実在性、悪魔との契約及び神の許可

4-1. 魔女及び害悪魔術の実在性

『鉄槌』ではまず魔女や魔術がこの世に実在することを論証しているのだが、これはクラーメルが魔女裁判を行っていた15世紀後半は、まだ魔女に対する寛容な態度や魔術を懐疑的に見る風潮が残っており、魔女裁判に反対する聖職者・諸侯も多かった²⁸ ためである。そこでクラーメルは反対派の主張に反駁し魔女と魔術の実在性を論証している。これは主に第1部問1において論じられている。第1部問1を、「魔女が存在するという主張は正統信仰において極めて重要なため、その反対の主張をすることは明らかな異端であるかどうか。」²⁹ と題し、反対派の意見を退け、地上に魔女及び害悪魔術が存在していることを証明しようとした。

まず、反対派の主張は以下の三つである。①地上において害悪魔術は、自然の結果を害悪魔術のせいにしてしている人間の空想以外では存在しない。②魔術師が存在しているということは認めるが、魔術の結果は単に空想や幻覚の中で生じている。③悪魔は実際魔女に力を貸そうとするが、害悪魔術的な行為は空想の産物である。これらに対する著者の論拠は次のようなものであった。

①に対する反論として、トマス・アクイナスの『命題集』から引用³⁰ し、魔術は人

²⁸ クラーメル自身各地で魔女裁判を行ったが、そのほとんどが失敗に終わっている。『鉄槌』執筆の直接的動機だと言われているのは、1485年のブリクセン司教区インスブルックにおける裁判である。クラーメルは、前年に教皇から発布された教皇教書を携え、それ故意気揚々と魔女裁判に臨んだが、結果はクラーメルの期待に反したものであった。最終的にクラーメルは当該地域の司教から撤退勧告を受けている。このように15世紀後半は魔女裁判の件数が増えていった時代でもあるが、各地の司教や諸侯の中には魔女裁判に懐疑的な者も多く、裁判が成功するか否かは地域の聖職者や君主の考え如何であった。Behringer, *op. cit.*, S. 45-69. C. S. Mackay, *op. cit.*, volume I, pp. 93-103.

²⁹ “Vtrum asserere maleficos esse sit a deo catholicum quod eius oppositum pertinaciter defendere omnino sit hereticum, et arguitur quod non sit catholicum quicquam de his asserere” Behringer, *op. cit.*, S. 139-158. C. S. Mackay, *op. cit.*, volume I, pp. 91-105, volume II, pp. 43-57.

³⁰ “...contra auctoritates sanctorum et procedere ex radice infidelitatis, quia vbi auctoritas scripture sacre dicit quod demones habent potestatem supra corporalia et supra imaginationem hominum quando a deo permittuntur vt ex multis scripture sacre passibus notatur, ideo illi qui dicunt maleficium nihil esse in mundo nisi in estimatione hominum etiam non credunt esse demones nisi in estimatione vulgi tantum, vt terrores quos homo sibiipsi facit ex sua estimatione imputet demoni, et quod etiam ex imaginatione vehementi alique figure apparent in sensu tales uales homo cogitat, et quod tunc creduntur demones videri, dicamus vel etiam malefici. et quoniam hec vera fides repudiat, per quam angelos de celo cecidisse et demones esse credimus, ideo et fatemur ipsos ex subtilitate sue nature multa posse que nos non possumus, et

間の空想で起こっているのではなく、実際に起こっていると結論付けた。また、洗礼を受けているにも拘らず不信心である者は異端者であるので、魔女は異端の罪で弾劾されるべきであると主張している。

②と③の反対派の意見はグラティアヌス教令集³¹を根拠としていた。反対派は、この教令集で述べられている「夜間ディアナやヘロディアスと共に出かける女性」や「神以外の者が他の生物を変化させること」は空想や幻覚であるという箇所を用いて反論していたことが『鉄槌』の中の引用から伺える³²。クラーメルはこの反対派の考えを異端の傾向のある考えであり、教会法の正確な理解に反しているとし、聖書³³や

illi qui eos ad talia facienda, inducunt malefici vocantur.” (Thomas von Aquin, *Sentenzenkommentar 4, 34, 1, 3 Responsio.*)

[聖書の多くの箇所から明らかなように、神によって許可された場合、悪魔の力は人間の肉体や想像力に対して力を持つのである。それ故、人間の創造の中以外で害悪魔術が存在しないと主張する者は、人間の頭の中以外で悪魔が存在することも信じていないことになる。その結果、そのような者たちは、人間が自分自身でもたらしめている恐怖を悪魔のせいにし、強い思い込みによって悪魔や魔術師が知覚されているに過ぎないと言う。しかし、これは正統信仰ではない。正統信仰の者は、天使が天から落ち、その結果悪魔が存在することを信じる。従って、悪魔は本来天使である彼の性質に由来する洞察力から、人間にはできない多くの事を、つまり害悪魔術を行うことができる。そして、悪魔がそのような事を行うために誘惑した人間が魔術師である。]

Behringer, *op. cit.*, S. 141. C. S. Mackay, *op. cit.*, volume I, p. 219, volume II, p. 44.

これはトマス・アクイナスの『命題集註解』4巻第34問1、3 (Utrum maleficium possit matrimonium impedire) からの引用である。Textum Parmae 1858 editum et automato translatum a Roberto Busa SJ in taenias magneticas denuo recognovit Enrique Alarcón atque instruxit. <https://www.corpusthomicum.org/snp4034.html>

³¹ 1140年頃ボローニャのカマルドリ会修道士ヨハネス・グラティアヌスが編纂した教会法の教令集。正式名称は『矛盾教会法令調和集』”*concordia discordantium canonum*”であり、グラティアヌス教令集は通称である。中世を通して権威ある教令集とされた。

³² “...vbi primo reprehenduntur mulieres que credunt se cum Diana vel Herodiade nocturnis horis equitare ...”

“...quia ibi continentur quod qui credit vel asserit posse fieri aliquam creaturam aut in melius deteriusve immutari aut transformari in aliam speciem vel similitudinem quam a deo omnium creatore infidelis est et pagano deterior, vnde propter hoc quod ibi dicitur, deteriusve immutari, dicunt illum effectum non esse realem in maleficato sed tantummodo fantasticum.”

Behringer, *op. cit.*, S. 142. C. S. Mackay, *op. cit.*, volume I, p. 219, volume II, p. 45.

グラティアヌス教令集の第2部題26問5”Sortilegam et magicam artem episcopi modis omnibus eliminare studeant.” からの引用である。Decretum magistri Gratiani. Ed.

Lipsiensis secunda post Aemilii Ludovici Richteri curas ad librorum manu scriptorum et editionis Romanae fidem recognovit et adnotatione critica instruxit Aemilius Friedberg, Leipzig 1879 (Corpus iuris canonici ; 1) デジタル資料 (バイエルン州立図書館)

https://geschichte.digitale-sammlungen.de//decretum-gratiani/kapitel/dc_chapter_3_3030

³³ “Anima que declinauerit ad magos et ad ariolos et fornicata fuerit in eis, ponam faciem meam contra eam et interficiam eam de medio populi mei.” 「口寄せや霊媒を訪れて、これを求めて淫行を行う者があれば、わたしはそのものにわたしの顔を向け、彼を民の中から断つ。」 『レビ記』20:6。

トマス・アクイナス等の権威ある人物³⁴ そして世俗法³⁵などを引き合いに出してこの誤りを証明し自身の主張の正当性を論証した。つまりクラーメルは、もし害悪魔術が地上に存在せず、実際に効果や損害がなかったのなら、このように権威ある書物で述べられることも、罰則が定められることもなかったはずであり、そのように述べられ、定められているのは地上に害悪魔術が存在している証拠であるとした。

4-2. 悪魔との契約

次に著者は悪魔との契約を論じた。神に背いた悪魔と契約したということが立証できれば、魔女は異端の中でも「最悪の異端」となり、それだけで異端審問にかけることができるからである。クラーメルは第1部問2を「害悪魔術を行う場合、常に悪魔と魔女は結託するのか、もしくは悪魔だけであるいは魔女だけで害悪魔術を成し遂げることができるのか。」³⁶と題し、神学的論証を行っている。

まず悪魔と魔女がそれぞれ独立して行った魔術について述べ、その否定を通して魔女と悪魔との契約について論証している。悪魔に関してはヨブ記からの一節³⁷を引き合いに出し、悪魔が魔女なしで害悪魔術を起こすことができるのではないか、魔女に

“Vir vel mulier in quibus phitonicus vel diuinus spiritus fuerit moriatur: lapidibus oburent eos.”
「男であれ女であれ、口寄せや霊媒は必ず死刑に処せられる。彼らを石で打ち殺せ。彼らの行為は死罪に当たる。」 『レビ記』 20:27。

Behringer, *op. cit.*, S. 143. Christopher S. Mackay, *op. cit.*, volume I, p. 220, volume II, p. 46.

³⁴ トマス・アクイナスの『神学大全』や『対異教徒大全』、アウグスティヌスの『神の国』や『キリスト教教理』等を列挙し、これら権威ある書物の中に魔女や魔術師または魔術について様々に書かれているので、それらを読めば分かる、とクラーメルは述べている。Behringer, *op. cit.*, S. 143-144. C. S. Mackay, *op. cit.*, volume I, p. 220, volume II, p. 46.

³⁵ “Nemini permittitur diuinare ; alioquin supplicium capitis gladio vltore feret prostratus”
(*Codex Iustinianus repetitae praelectionis*)
[誰も予言することは許されてはいない。さもなければ首切り刀が死刑を執行する。]

“Sunt et aliji qui arte magica vite innocentum insidiantur, animos mulierum ad libidinemflectunt, et hi bestiis obijciuntur...” (*Codex Iustinianus repetitae praelectionis*)
[魔法で非の打ちどころのない者を狙う者がいる、また女性の心を肉体的な欲求に向ける者もいる。このような者は野生の動物の前に投げられるべきである。]

Behringer, *op. cit.*, S. 146-147. C. S. Mackay, *op. cit.*, volume I, pp. 222-223, volume II, pp. 48-49.

³⁶ “an catholicum sit asserere quod ad effectum mleficialem semper habeat demon cum malefico concurrere vel quod vnus sine altero, vt demon sine melefico vel econuerso, talem effectum possit producere” Behringer, *op. cit.*, S. 158-177. C. S. Mackay, *op. cit.*, volume I, pp. 229-243, volume II, pp. 57-73.

³⁷ “vbi ignis de celis cecidit et familiam cum gregibus pecorum vno impetu consumpsit et turbo domum deiiciens liberos , demon per se absque maleficis concurrente tantummodo diuina permissione operatus est” [火が天から落ち、落雷が家畜の群れと奴隷の命を奪い去った。そして家を破壊した突風が子供を死なせた時、悪魔だけが魔術師の助けなしで神の許可でもって害を及ぼした。] Behringer, *op. cit.*, S. 159. C. S. Mackay, *op. cit.*, volume I p. 230, volume II, p. 57.

これは『ヨブ記』 1 : 12-19 を要約したものである。

関しては、悪魔が魔女の協力なしで害悪魔術を成し遂げられるのならば、魔女も悪魔の協力なしで害悪魔術を成し遂げられるのではないかと提言しており、アルベルトゥス・マグヌスからの引用³⁸を挙げている。さらに、アリストテレスを引用³⁹し、魔女は悪魔の道具であるから、道具の罪は罰せられないのではないかと提言している。

クラメルはまず、悪魔は単独で害悪魔術を起こし得ないと考えた。それは、ヨブの生きた時代⁴⁰には、まだ世界の想像の鮮やかな記憶が残っていたため魔女は存在せず、有害な魔術だけが存在していた⁴¹ためだと述べている。しかし時代と共に害悪魔術⁴²が地上に入り込み、今の時代（クラメルが生きた時代）にはそれが増大していると教皇グレゴリウス1世の『ヨブ記註解』やイザヤ書を引き合いに出して⁴³説明し

³⁸ “si priecta fuerit in fontem, mirabiles concitabit in aere tempestates. (Albertus Magnus, *De proprietatibus rerum*.)” [魔女が、腐らせたセージの葉を泉の中に投げ込むと不思議な嵐が引き起こされる。] Behringer, *op. cit.*, S. 159. C. S. Mackay, *op. cit.*, volume I, p. 230, volume II, p. 58.

『鉄槌』ではアルベルトゥス・マグヌス “*De proprietatibus rerum*” からの引用であるとされているが、実際はどこからの引用なのか不明である。

³⁹ “Malicia est voluntarim” (Aristoteles, *Nikomachische Ethik* 3, 1.) [悪意は自発的である。] Behringer, *op. cit.*, S. 159. C. S. Mackay, *op. cit.*, volume I, p. 230, volume II, p. 58.

クラメルはこの直後に『ニコマコス倫理学』第3巻を要約したかのように次のように続けている。[つまり、間違っていると思っているならば故意に間違いは行わず、猥褻と思っているならば、猥褻行為は行わない。そして道具は操作している支配者の意志に左右されるのであって自らの意志で動く事はできない。従って、道具には責任がないので、道具の行為は罰せられるべきではないのではないか。] アリストテレス（渡辺郁夫・立花幸司訳）、『ニコマコス倫理学（上）』（光文社、2019年（ebook、kindle edition））。

⁴⁰ ヨブはモーセよりも前の時代、いわゆる族長時代に生きた人ではないかと考えられている。

⁴¹ 有害な魔術の例として出エジプト記7、サムエル記下24:11-25、列王記下19:35、イザヤ書37:36を挙げている。

Behringer, *op. cit.*, S. 163-164. C. S. Mackay, *op. cit.*, volume I, pp. 232-233, volume II, pp. 61-62.

出エジプト記7にはエジプトを襲った10の災いの内、血の災と蛙の災いが、サムエル記下24:11-25にはダビデによる人口調査の結果疫病が流行った話が、列王記下19:35、イザヤ書37:36にはアッシリア王センナケリブの部下18万5千人を主の御使いが撃った話が書かれている。これら人間にとって有害な魔術は神の命により御使（天使）が行ったとされている。

⁴² 害悪魔術の例として出エジプト記7のファラオの魔術師を挙げている。アロンは主の命によって（つまり主の力によって）不思議なことを起こしたが、ファラオの魔術師は悪魔の協力（*demonum assitantia*）によって魔術を使用したとクラメルは考えていたと推測できる。

Behringer, *op. cit.*, S. 166. C. S. Mackay, *op. cit.*, volume I, p. 235, volume II, pp. 63-64.

⁴³ “creuit scientia sanctorum, ita et noxie artes demoniorum.” (*Moralia sive expositio in Job*, 34, 1.) [聖人の知識が時と共に根付いた様に、悪魔の技も根付いた。]

“Et sicut iam repleta est terra domini,” [地上はすでに主の叡智で満たされている。] 「わたしの聖なる山においては何ものも害を加えず、滅ぼすこともない。水が海を覆っているように大地は主を知る叡智で満たされる。」（イザヤ書11:9）

Behringer, *op. cit.*, S. 165. C. S. Mackay, *op. cit.*, volume I, pp. 234-235, volume II, p. 63.

ている。また、悪魔は精神的な存在であるので、物質に影響を与えるための肉体を持っていない⁴⁴。従って、物質に影響を与えるために道具として肉体を持つ魔女が必要であるとも述べている。つまりクラーメルは、時と共に悪魔と魔女は相互に協力関係を築き、地上に害悪魔術を持ち込んだ。その結果今日地上に害悪魔術が蔓延していると考えた。そして、それがたとえ有害な結果にならなかったとしても、害悪魔術を行うためには悪魔と魔女は一緒になければならないと考えたのである。

魔女に関しては次のように説明している。有害な作用であれば、天体の影響や自然の力によって生じさせることができるが、害悪魔術は無理である。何故なら、何かに害を与えるには人間の魂の力では不可能だからである。それ故、魔女が害悪魔術を行う際には悪魔の助けが必要となる。そして、悪魔の助けを得るためには「悪魔との契約」が必要であり、魔女は自発的に悪魔に従うという契約を結ぶのである。また、魔女は悪魔との契約後、道具として扱われるのではなく、自由に活動することができる。そしてこの自由な活動において、魔女は神に背く意志をさらに強固にするのである。

以上のことからクラーメルは、害悪魔術を行う際悪魔と魔女は常に結託しなければならず、たとえ魔女が悪魔の道具であったとしても、魔女はその自由意志で悪魔と契約を結んでいるので、罰せられなければならないとした。さらに、人間と悪魔との災いに満ちた有害な交わりの結果、魔女という異端は生じ、増加しており、また、悪魔との契約という点で他の異端とは区別されるとも述べている⁴⁵。つまり、他の異端は信じることの困難さから誤った教義に与しているに過ぎないが、魔女は悪魔との契約、それも神やその被造物への冒瀆や中傷を目的として自発的に悪魔と契約を結ぶ最悪な異端であると結論づけたのである。

4-3. 神の許可

反対派は、たとえ害悪魔術が存在していたとしても、絶対的に善なる神がそのような事を望むはずがない、従って神が望まないことはこの世に起こり得ないのだから害悪魔術はこの世に存在しないと主張していた。神の許可がなければ地上に何も起こらないという事に関しては反対派もクラーメルも意見を同じにしていた。そこで、クラーメルは、神の許可に関して第1部問12から問18でこれを論証し、害悪魔術に神の許可が存在していることを証明しようとした。本論では問12、問13を考察していく⁴⁶。

1) 問12を「悪魔と魔女に与えられる神の許可について。害悪魔術に神の許可が

⁴⁴ ここでは悪魔は肉体を持たないと述べられているが、第1部問3ではインクブス（女性の前に男性の姿で現れる悪魔）・スクブス（男性の前に女性の姿で現れる悪魔）と呼ばれる悪魔は人間に変身し、人間の男女と肉体関係を持つと述べられている。

Behringer, *op. cit.*, S. 177-193. C. S. Mackay, *op. cit.*, volume I, pp. 243-255, volume II, pp. 73-85.

⁴⁵ Behringer, *op. cit.*, S. 175-176. C. S. Mackay, *op. cit.*, volume I, p. 242, volume II, pp. 71-72.

⁴⁶ 本来ならば問12から18までの神学的論証を見ていくべきではあるが、その分量を鑑み本論ではその議論の中心的な部分であると考えられる問12、13を扱うことにする。

与えられるという主張は正統信仰に適っているか否か。」⁴⁷と題し、害悪魔術が行われる際神の許可は必要か否かを問うている。反対派は「神は全能であるので、世界の創造の際彼の摂理の中から悪や欠陥を排除したに違いない。それ故、あらゆる悪や欠陥は神の摂理の下にはない。従って、害悪魔術は神の許可の下にはない。」と主張していた。クラーメルはこの考えを誤りとし、神は悪が起こることを望んではいないが、世界の完璧さ故にそれを許可していると考えた。これらに関してディオニシウス⁴⁸、アウグスティヌス⁴⁹そしてトマス・アクイナス⁵⁰からの引用を用い自らの主張の正しさを裏付けている。この3人の権威ある人物は、悪に神の許が存在していることを肯定している。従って、クラーメルは神が悪を許可していることは正統信仰に適しているとした。

2) 問13を「2つの神の許可について。神は全ての悪の根源である悪魔に罪を犯す許可をし、また同様にアダムとイヴの罪も許した。従って、当然ながら害悪魔術も許

⁴⁷ “an diuinam permissionem in his operibus maleficorum commendare ita sit catholicum, quod eius oppositum, scilicet, redarguere illam, omnino sit hereticum”
Behringer, *op. cit.*, S. 289-299. C. S. Mackay, *op. cit.*, volume I, pp. 330-337, volume II, pp. 164-173.

⁴⁸ “Elit malum ad omnes, id est, perfectionem vniuersi consistit.”(Dionysius Aeropagita, *De diuinis nominibus*, 4, 19.) [あらゆる者に利益を与える悪があるだろう。それは世界の完璧さ故である。] Behringer, *op. cit.*, S. 291. C. S. Mackay, *op. cit.*, volume I, p. 333, volume II, p. 166.

⁴⁹ “Ex omnibus bonis et malis consistit vniuersitatis admirabilis pulcritudo. Inquam etiam allud quod malum dicitur bene ordinatum et in loco suo positum eminentius commendat bona vt illa magis placeant et laudabiliora sint, dum comparantur malis.” (Augustinus, *Enchiridion* 10.) [世界のすばらしい美しさは、善と悪のあらゆることで構成されている。悪が定められており、ある特定の場所に置かれているので、善と比べることによって善は喜ばしく称賛に値するものだと分かるのである。] Behringer, *op. cit.*, S. 291. Christopher S. Mackay, *op. cit.*, volume I, p. 333, volume II, p. 167.

アウグスティヌスの *Enchiridion* (『信仰・希望・愛』) chapter10「極度に善なる創造者はあらゆるものを善にした。」)からの引用である。
Enchiridion, translated by J. F. shaw. From Nicene and Post- Nicene Fathers, First series, Vol. 3. Edited by Philip Schaff.(Buffalo, NY; Christian Literature Publishing Co. , 1887.) Revised and edited for New Advent by Kevin Knight.<<http://www.newadvent.org/fathers/1302.htm>>.

⁵⁰ ”Hoc dicit falsum, quia deus neque vult mala fieri neque vlt mala non fieri, sed vult permittere malum fieri, et hoc est bonum propter perfectionem vniuersi.” (Thomas von Aquin, *Suuma theologiae* 1, 19, 9.) [神は悪が起こることも起こらないことも望んではいない。単に悪が起こることを許可しているのである。これは世界の完璧さ故である。] Behringer, *op. cit.*, S. 292. C. S. Mackay, *op. cit.*, volume I, pp. 334, volume II, p. 166.
トマス・アクイナスの *Suuma theologiae* (『神学大全』) 第1部第19問第9項目からの引用である。”...Deus igitur neque vult mala fieri, neque vult mala non fieri, sed vult permittere mala fieri...”*Suuma theologiae*(Loonix XIII P. M. edita. 1889, p. 247), dezzigitized by Internet Archive in 2009 with funding from Univaersity of Tronto.

<https://archive.org/details/operaomniaiussui04thom/mode/lup?view=theater>

可されるだろう。」⁵¹ と題し、本来罪深い生き物（人間）によって害悪魔術や恐ろしい行為が行われることを神が許可するか否かを問うている。クラーメルは、2つの問を立て、それに答える形でその正当性を証明している。

①天使や人間のように（神によって）作り出された性質は罪を犯さない能力を持つことはないのか否か。これに関して、クラーメルは神の罪を犯さないという能力を他の生物と共有することは不可能であると考えていた。もしこれが可能であったのならば、神はイエスやマリアにおける2つの性質、つまり神と同時に人間であるという性質や、マリアにおける母性と処女性を分けたであろう。また、この神の性質が他の生物と共有できるということは、どの書物にも見出すことはできない。従って、罪を犯さないという性質は神のみに属するものであり、人間や天使に属するものではない。

②神は人間に罪を犯すことや誘惑されることを許可する必要があるのか否かである⁵²。クラーメルは、神が人間に罪を犯すことを許可した理由として次の6つを挙げている。

i) 神は悪人を罰するため、また万物の美しさ故に、罰としての害悪魔術を許可しているため⁵³。

ii) 神が悪を許可することによって神の力や神の善性或正義が示される。それ故神は悪が起こることや起こらないことを望んでいるのではなく、単に世界の完璧さ故に悪が起こることを許可しているため⁵⁴。

iii) 人間は同時にいくつかのことを理解することはできないが、神は可能である。従って、神は人間や魔女の行為を全て把握しているため⁵⁵。

iv) 人間に益する善のみではなく、人間への罰として悪を与えるのも神の正義であ

⁵¹ “super duas permissiones diuinas quas deus iuste permisit, videlicet diabolum actorem omnium mali peccare, simul et primos parentes cadere, ex quibus maleficorum opera iuste permittuntur” 問13と問を独立させてはいるが、実際は新たな問というよりは問12からの続きである。

Behringer, *op. cit.*, S. 299-305. C. S. Mackay, *op. cit.*, volume I, pp. 340-346, volume II, pp. 173-179.

⁵² これらの質問は問13に書かれているが、問12で提示された問への答えである。

⁵³ “Hoc autem fit per potestatem cocendi hominibus in vindictam malorum et ad decorem vniuersi iuxta illud Augsuttini in libro Solioquiorum “Jussisti, domine.”...”
ここではアウグスティヌスからの引用とされているが出典不明である。

Behringer, *op. cit.*, S. 303. C. S. Mackay, *op. cit.*, volume I, p. 344, volume II, p. 177.

⁵⁴ “...deus non potest velle mala fieri, neque vult malum fieri neque vult malum non fieri, sed vult permittere malum fieri et hoc propter perfectionem vniuersi.”

しかしクラーメルは当然ながら神には悪を妨げる力はあるがと記述することで、神の力の強さも示している。

“Aut deus potest male impedire aut non, dicitur quod potest imoedire sed non debuit rationibus pretactis.” [神が悪を妨げることができるのかと聞かれるなら、神はそれを行うことは可能であると答えられる。しかし、それを行う義務はない。]

Behringer, *op. cit.*, S. 304. C. S. Mackay, *op. cit.*, volume I, p. 344, volume II, p. 177.

⁵⁵ “...et hoc contingit quia non possumus simul multa intelligere;... . Hec autem in deo locum non habent, qui intelligit omnia opera hominum et maleficorum absque aliquo defectu.”

Behringer, *op. cit.*, S. 304. C. S. Mackay, *op. cit.*, volume I, p. 345, volume II, p. 178.

る。理性のある生物（人間）は、自由意志によって自身の行いを抑制することができる。それ故罪や利益（人間の行動によって生じた結果）は人に帰されるべきであり、神はそれに応じて罪や報いを人に与えるため⁵⁶。

v) 悪は自然の欠如で起こると言われるが、自然の出来事の結果生じていたとしても、自然そのものが神の摂理の下にあるので、それは神の摂理の下にあるため⁵⁷。

vi) あらゆる罰は、神によって罪故に与えられているにもかかわらず、害悪魔術は重大な罪を犯した者に常に与えられているわけではない。しかし神によって罪故に罰が与えられるというのは、ヒエロニムスの「我々が苦しむあらゆる事は、我々の罪故に受けるに値する。」という言葉⁵⁸からも明らかであるため⁵⁹。

このように、問12、13を通してクラーメルは、害悪魔術に対して神の許は存在すると主張している。

以上のように、クラーメルは『鉄槌』第一部の中で様々な権威ある書物などから引用し、神学的考察を行うことにより「魔女は神の許可を得、悪魔と契約を結び、害悪魔術によって害を与える者」であるという魔女の定義を確立し、魔女を異端の中でも最悪な異端に仕立て上げた。

さらにこの後に続く問において、クラーメルは異端の中でも最悪な異端である魔女はその罪も他の異端よりも重く、アダムとイヴよりもさらには墮天使よりも重い罪を犯しているとし、それ故魔女に対する刑罰は死刑が相応しいと述べている⁶⁰。

⁵⁶ “...ideo vt ei imputetur aliquid ad culpam vel ad meritum et reddatur ei iuxta hoc pena vel premium, habet deus specialem de eo prouidentiam, ...”

Behringer, *op. cit.*, S. 305. C. S. Mackay, *op. cit.*, volume I, p. 345, volume II, p. 178.

トマス・アクイナス『神学大全』第1部第22問第5項目を纏めたものである。

“Ad quintum dicendum quod, quia creatura rationalis habet per liberum arbitrium dominium sui actus, ut dictum est, speciali quodam modo subditur divinae prouidentiae; ut scilicet ei imputetur aliquid ad culpam vel ad meritum, et reddatur ei aliquid ut poena vel praemium.

“*Suuma theologiae*(Loonix XIII P. M. edita. 1889, p. 266.), deztigatized by Internet Archive in 2009 with funding from University of Tronto.

<https://archive.org/details/operaomniaiussui04thom/mode/1up?view=theater>

⁵⁷ “...ad que tamen se extendit prouidentia deieo quod ipse est actor nature. Vnde ed defectus naturales, etiam si ex curus rerum naturalium prouenirent, adhuc diuine prouidentie subiacerent...”

Behringer, *op. cit.*, S. 305. C. S. Mackay, *op. cit.*, volume I, p. 345, volume II, p. 178.

⁵⁸ “...quia iuxta Hieronimum quicquid patimur, peccatis nostris meremur.”

Behringer, *op. cit.*, S. 305. C. S. Mackay, *op. cit.*, volume I, p. 346, volume II, p. 178.

文中ではヒエロニムスからの引用とされているが出典は不明である。

⁵⁹ つまり、クラーメルはそれ程悪いことをしていないと思っている人間に害悪魔術の被害が及んだとしても、それはやはり神から見たらその人間はそれ相応の罪を犯しているからであると考えている。

⁶⁰ 問14を「魔女の罪は墮天使やアダムとイヴの罪よりも重大である、魔女の罪故に多くの人が苦しめられている。それは、あたかもアダムとイヴの罪故に無実の人が苦しめられているのと同様である。」“an maleficorum flagicia cuncta mala que deus fieri

5. おわりに

本来魔女は、宗教的に異端ではなかったが、12世紀の異端運動の終焉と時を同じくして、魔女は異端であるという見解が異端審問官の間に現れ始め、魔女の姿が異端審問の法廷に見られるようになった⁶¹。しかし、この時点では魔女を異端として裁くための神学的根拠は確立されておらず、少なくとも15世紀半ばまでの段階では、必ずしも魔女裁判が成功したわけではなかった。その神学的根拠の確立のために書かれたのが『魔女への鉄槌』であった。『鉄槌』から読み取れるように、異端審問官であった著者が行った魔女裁判は、その地の聖職者や諸侯たちあるいは民衆から魔女などは存在していない等の反発で失敗に終わることが多かった。こういった経験は魔女裁判成功のためには何が必要なのかを著者にはっきりと認識させ、結果として『鉄槌』を執筆するに至ったのである。

多くの研究者が認めるように、『鉄槌』は魔女裁判にとって有効な手引書であった。有効な手引書であるには裁判方法はもちろんのことであるが、当時においては、裁判に懐疑的な態度を示す者が多かったが故に、魔女が異端であるという神学的根拠が必要不可欠であった。そこで『鉄槌』は、スコラ学の論証方法を用いてその第一部で魔女を「神の許可を得、悪魔と結んだ契約によって害悪魔術を行う者」と定義付けた。ハンゼンも指摘している通り⁶²、個々の言辞自体に新しい概念はない。しかし、魔女の定義を論証し、確立することがなければ、上記のような理由から、魔女裁判は成功しえなかった。従って、第1部における論証は裁判を成功させるためには必要不可欠であった。また、魔女を定義する上で、多くの権威（『鉄槌』第1部においては主にトマス・アクイナスである）を用いて論証するスコラ学の手法を用いたことによって、この魔女の定義が神学的に正当であると社会に認めさせることができたと考えられる。

そしてまた、この第1部の論証から裁判反対派は、教会法、とりわけグラティアヌス教令集を拠り所に魔女が実在すること及び悪が生じることに神の許可が存在することを否定していたということが分かる。従来、『鉄槌』が確立した「神の許可を得、悪魔と結んだ契約によって害悪魔術を行う者」という魔女の定義の中で最も重要なのは「悪魔との契約」であると言われてきた。これは、後世の魔女裁判において、「悪魔との契約」＝異端という非常にわかり易い定義が魔女裁判において使用されたからであろう。しかし、『鉄槌』執筆当時においては多くの者が、「悪魔との契約」以前に、地上に害悪魔術が存在することに疑問を持っていた。それ故、『鉄槌』の著者

sinit et vsque in presens a principio mundi fieri permisit tam in culpis quam in penis et damnis excedunt”

Behringer, *op. cit.*, S. 306-314. C. S. Mackay, *op. cit.*, volume I, pp. 346-354, volume II, pp. 179-188.

⁶¹ 上山安敏『魔女とキリスト教－ヨーロッパ学再考－』（講談社学術文庫、1998年）。

⁶² Hansen(1901), *op. cit.*, S. 60.

は、まず地上に害悪魔術が存在するというを論証しなければならなかった。そして、クラーメルは第1部の問1をこれに当て、聖書やトマス・アクイナスを引き合いに出し、害悪魔術は地上に存在すると結論付けた。さらに、裁判反対派は、神は悪が起こることに許可を与えるはずがないとしていたので、神の許可に関する論証もクラーメルにとって重要な点であった。第1部の問12から18までで神の許可についての論証を行い、神は、悪を望むことも望まないことも欲しないが、宇宙の完璧さ故に悪を許可していると主張した。この2点を神学的に正統であると論証し、そこに悪魔との契約という理解し易い定義を付け加えたと考えられるのではないだろうか。従って、「神の許可を得、悪魔と結んだ契約によって害悪魔術を行う者」という『鉄槌』における魔女の定義でクラーメルが実際に重要だとみなしていたことは、神の許可であり（これは第1部におけるその分量からも明らかであろう）、また地上に害悪魔術が存在するというのであったと考えられる。

しかし、『鉄槌』執筆後にわかに魔女裁判は増えたが、大規模な魔女迫害ないし魔女裁判が各地ですぐさま起こっているわけではない⁶³。従って、反対派がこの概念を即座に受け入れたわけではないと考えられる。だが、1491年にニュルンベルク市参事会の要請でクラーメルが『鉄槌』の要約版 *Der Nürnberger Hexenhammer* をドイツ語で書いている⁶⁴ ように、クラーメルが確立したこの定義はゆっくりとヨーロッパ中に根付いていくこととなる。それらが浸透し魔女裁判が激化するのには執筆から約100年を経た16世紀半ばになってからである。

本論では、『鉄槌』第1部問1のみを扱って検証した。今後、第1部の他の問を考察することによって、著者の考えていた魔女観、反対派の考えていた魔女観の更なる解明につながるであろう。また第2部を考察することにより民衆の考えていた魔女の実態が明らかになるのではないか。その結果、著者は魔女のどのような行為が異端であるとみなし第1部で魔女を定義するに至ったのかが明確になるだろう。これらについては別論にゆずりたい。

（のむら ひさこ／愛知県立大学兼任講師）

⁶³ Behringer, *op. cit.*, S. 81-84.

⁶⁴ C. S. Mackay, *op. cit.*, volume I, p. 92.